

石川県倫理法人会規定

石川県倫理法人会は社団法人倫理研究所の認可を受けて設立された団体であり、「石川県倫理法人会規定」に則って運営する。尚、本規定に定めのない事項については「倫理法人会規定」で定めるところによる。

- 【総 則】** 第 1 条 本規定は、「倫理法人会規定」に基づき、石川県倫理法人会（以下、本会と称する）の組織、運営などに関する事項を定める。
- 第 2 条 本規定の改廃は、本会役員会の議決による。
- 【目 的】** 第 3 条 本会は、実行によって直ちに正しさが証明できる純粹倫理を基底に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを拡げ、共尊共生の精神に則った企業の健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。
- 【活 動】** 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
1. 経営者モーニングセミナー、講演会、研修会、各種セミナーなどの開催
会員企業への活力朝礼の推進
 2. 地域社会との交流
 3. 会員の普及拡大の推進
 4. 広報活動
 5. 富士高原研修所での各種セミナーの受講推進
 6. その他
- 【会 員】** 第 5 条 本会の趣旨、目的、活動に賛同し、入会申込書と口座振替依頼書(会費)を添えて提出し、社団法人倫理研究所常任理事会の承認を得たものとする。
- 第 6 条 会費は社団法人倫理研究所の定めるところによる。
- 第 7 条 会員は次の場合、退会とする。
1. 会員からの申し出による時
 2. 会員である法人が解散したとき
 3. 除名
- 第 8 条 会員が次の各号の一つに該当するときは、役員会の議決を経て、社団法人倫理研究所に対して除名を申請することができる。
1. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき
- 【役 員】** 第 9 条 本会には以下の役員を置く。その組織と職務については「石川県倫理法人会運営規約」の定めるところによる。
1. 会 長 1 名、 前会長の推薦により県役員会において承認後（社）倫理研究所理事長（以下、理事長と称する）が委嘱するか、又県役員会の話し合いにより選出後、前会長承認推薦し、理事長が委嘱する。
 2. 副会長 若干名、 会長が推薦し、理事長が委嘱する。
 3. 幹事長 1 名、 会長が推薦し、理事長が委嘱する。

- 4. 副幹事長 1名、 会長が推薦し、理事長が委嘱する。
- 5. 事務長 1名、 会長が推薦し、理事長が委嘱する。
- 6. 副事務長 1名、 会長が推薦し、理事長が委嘱する。
- 7. 監査 2名、 会長が推薦し、理事長が委嘱する。
- 8. 委員長 若干名、 会長が推薦し、理事長が委嘱する。
- 9. 副委員長 若干名、 会長が推薦し、理事長が委嘱する。

(各委員会1名のみ)

但し、副幹事長、副委員長が2名以上必要な場合は、県会長が任命し委嘱する。

- 10. 特別委員会 若干名、 会長が必要に応じて任命し、委嘱する。

正副委員長

第10条 本会の運営並びに活動の円滑を期するため、必要に応じ相談役などの役員を置くことができる。ただし、相談役は会長経験者に限る。

いずれも会長が推薦し、理事長が委嘱する。

第11条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、会長に限り、3年を限度とする。

【運営】 第12条 本会は、担当研究員の指導のもとに運営する。

第13条 本会は、役員会を会の最高意思決定機関とする。役員会は会長が招集する。

第14条 本会は、普及拡大委員会、モーニングセミナー委員会、研修委員会、朝礼委員会、広報委員会、女性委員会、必要に応じて特別委員会ならびに各種行事の実行委員会を編成し、日常の運営ならびに活動を円滑に進めるものとする。各委員会は委員長が招集する。

第15条 本会の運営資金は、本部よりの会費還元金、活動による果実、寄付金などによってまかなう。なお、その運用は「石川県倫理法人会会計規定」の定めるところによる。

第16条 本会は、本規定を補うものとして「石川県倫理法人会運営規約」「石川県倫理法人会会計規定」「石川県倫理法人会慶弔規定」「石川県倫理法人会旅費規程」を定めて運用する。

【原則】 本規定は、平成20年12月10日より実施する。